

◎新潟県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年3月6日

新潟県新潟地域振興局長

1 退 任

理事 新潟市南区上八枚258番地 河内一男
(理事長)

退任年月日 平成27年2月5日